＊＊2017 年 05 月 01 日（第 3 版）（新記載要領に基づく改訂）
＊2006 年 11 月 01 日（第 2 版）
＊医療機器届出番号：13B1X00154000010

＊機械器具 65　歯科用充填器

＊一般医療機器　歯科用充填・修復材補助器具　38782000　（歯科用貼薬針　70679000）

ネオ　クリアチップ（S）

NEO CLEAR TIPS（S）

再使用禁止

【禁忌・禁止】

再使用禁止

【形状・構造及び原理等】

＊本品は、口腔内で使用するロック式（ルアーロック式）シリンジに接合する半透明の合成樹脂製の先端チップで、歯科用接着充填材料及び歯科用根管充填材料等の適用、又は歯科用薬剤の貼薬等に使用する。

＊＊1．構造

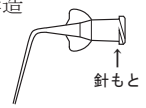

チップ先端の外径：0.5 ± 0.1mm

＊2．組成

ポリプロピレン

【使用目的又は効果】

＊歯科領域における充填材料、修復材料及び歯科用薬剤等の適用又は貼薬等に使用する。

【使用方法等】

＊口腔内で使用するルアーロック式のシリンジ等に接合し、応用する。

適合確認済み当社製品

・ビタペックス

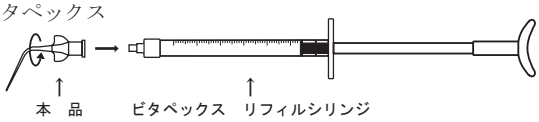

・ヨードグリコールパスタ「ネオ」

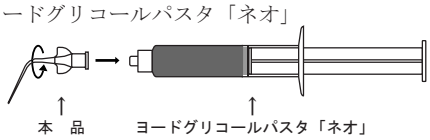

［使用方法に関連する使用上の注意］

1．ロック式ではないシリンジ及びロック部分が適合しないシリンジには使用しないこと。

＊2．あらかじめ接合部に緩みがないことを確認してから使用すること。また、使用中は定期的に緩み、外れがないことを確認すること。

＊＊3．他の医療機器と接合する場合には、次の事項に注意すること。

＊(1) 過度な締め付けをしないこと。［針もとが外れなくなる、又は針もとが破損する可能性がある。］

＊(2) 接合部分に充填材料又は薬液等を付着させないこと。［接合部分の緩み等が生じる可能性がある。］

＊4．使用に際しては、針状部を適切な方法で消毒すること。［「保守・点検に係る事項」の項参照］

【保管方法及び有効期間等】

本品は、殺菌灯（紫外線ランプ）を点灯したキャビネット等に保管しないこと。（本品が劣化するため。）

【保守・点検に係る事項】

＊1．本品は未滅菌なので、消毒用エタノール等で清拭・消毒してから使用すること。
なお、オートクレーブ滅菌を行うと形状が変化するので、注意すること。

＊2．本品に破損（割れ、ひび等）及び変形等の異常がないことを確認してから使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者及び製造業者：ネオ製薬工業株式会社
住　　所：〒150-0012　東京都渋谷区広尾 3-1-3
電話番号：03-3400-3768　Fax：03-3499-0613
フリーダイヤル：0120-07-3768
ホームページ：http://www.neo-dental.com/